

入学前留学プログラム「ACCESS」(St. Edward's University)

2019年度(2020年3月実施)募集要項

APU アカデミック・オフィス

ACCESS

ACCESS プログラム(以下「本プログラム」という。)は、立命館アジア太平洋大学(以下「APU」という。)に入学を予定している方(以下「入学予定者」という。)が入学直前の3月にアメリカにある協定大学へ2週間の短期留学をし、英語学習、異文化体験、4年間の目標設定をするプログラムです。高校生から大学生への意識改革のため、そして異文化理解とコミュニケーション力を備えた真のグローバル人材となるための「導入プログラム」です。

プログラム概要

2019年度(2020年3月)実施のACCESSプログラムは、以下の内容で実施されます。

実施期間	2020年3月4日(水)～2020年3月20日(金) 16泊17日(機中泊含む)
訪問先	St. Edward's University (SEU)/ アメリカ テキサス州 オースティン市
内容と指導体制	本プログラムを通して、総合的な英語の能力・異文化コミュニケーション能力を身につけると同時に、異文化社会に対する深い洞察力や課題解決への方策を考える力を身につけるために、以下の講義、アクティビティに参加します。 ・英語基礎力アップ講座 約17時間 SEU教員による授業。英語の「読む力、聞く力、話す力、書く力」という4技能をまんべんなく向上させ、英語での学習やコミュニケーションに臆さず挑戦できる力を身につけます。 ・APU120%活用法 約16時間 APU教員による授業。APUという多文化環境で、大学生活を円滑に送るための心構えを醸成し、4年間の目標を設定します。 ・オースティン市内のフィールド・トリップ 合計約7時間、2回程度 オースティン市内ツアー(3時間)、企業訪問(4時間)などのフィールド・トリップを予定しています。
到達目標	① 大学4年間の学修計画を立案する。 ② APUで多文化協働学習をすすめていく上で必要な資質・スキルを身につける。 ③ 英語力の向上、英語を継続的に学習する習慣を身につける。
単位授与について	本プログラムは正課外のプログラムであるため、単位の授与はありません。
引率体制	APU教職員が引率します。
宿泊先	学生寮

募集・選考について

募集人数	30名(最小催行人数15名) *最小催行人数に満たない場合は、プログラム実施を見合わせることがあります。
応募資格	2020年4月に本学への入学が決まっている日本語基準 国内学生
想定される応募者の英語レベル	英検準2級～2級相当
応募方法	・APUアカデミック・オフィス 入学前プログラム「ACCESS」のページから

	「オンライン申請フォーム」に進んでください。 ・オンライン申請フォームに必要事項を記入後、「送信する」をクリックしてください。
受付期間	2019年11月13日(水)～ 2020年1月10日(金) 16:30
選考方法	先着順 ※申請者数が募集人数に達し次第、受付期間終了前であっても募集を締め切ります。受付期間終了までにキャンセル者がでた場合には、再募集を行います。 (志望理由が所定の文字数に達していない等、申請内容によって本プログラムの派遣学生として不適切と判断される場合には、参加申請完了後であっても参加をお断りする場合があります。)
結果発表	2020年1月17日(金)に合否結果および合格者返送用書類送付

学習内容と現地実習スケジュール概要

日 程	予 定
3月4日(水)	羽田空港集合、オースティンへ移動 現地時間 午後 オースティン到着、大学バスで大学寮へ
3月5日(木)	開講式、オリエンテーション、キャンパスツアー
3月6日(金)	授業開始
3月7日(土)～8日(日)	フィールド・トリップ、自主学習
3月9日(月)～13日(金)	授業実施および英語による学習成果発表の準備
3月14日(土)～15日(日)	フィールド・トリップ、自主学習
3月16日(月)～17日(火)	授業実施および英語による学習成果発表の準備
3月18日(水)	英語による学習成果の発表、閉講式
3月19日(木)	オースティンから日本へ出発(機中泊)
3月20日(金)	帰国、羽田空港にて解散

* APUに入学後、3回の事後授業を行います。

* 正式なスケジュールは、2月中旬の出発前資料送付の際にお送りします。

申込みから出発までの流れ

- 1月10日(金)16:30 オンライン申請 締切
- 1月17日(金) 合否結果および合格者返送用書類送付
- 1月30日(木) プログラムに要する費用支払い締切
- 1月31日(金) 合格者返送用書類 締切
- 2月12日(水) 事前ガイダンスビデオ、出発前資料送付(Eメール)
- 3月4日(水) 羽田空港集合、オースティンへ向け出発

参加条件

1. 経費

プログラムに要する費用:35万円程度

プログラムに要する費用の内容は以下のとおりです。

プログラムに要する費用に含まれるもの	プログラムに要する費用に含まれないもの (自己負担するもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港-オースティン空港間の航空券 ・現地での寮費 ・プログラム経費 ・海外旅行保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート取得や更新にかかる経費 ・米国ESTA(電子渡航認証システム)取得にかかる経費 ・羽田空港までの国内交通費

・J-TAS 危機管理システム加入料	・現地での食費（5万円程度） ・個人的な費用等
--------------------	----------------------------

- プログラムに要する費用は、今後変わることがあります。最終的な金額は、合否結果および合格者返送用書類と共にお送りする請求書をご確認ください。
- プログラムに参加するためには、APUにプログラムに要する費用を支払う必要があります。支払いの期限は1月30日(木)を予定しています。
- 集合・解散場所は、羽田空港となります。

保険

個人で既に加入している場合も、APUが指定する海外旅行保険、JCSOS 危機管理システム(J-TAS)への加入が必要です。APUが加入手続きをします。

2. 参加者において必要な手続き等

パスポート

・パスポート未取得者は、速やかに取得の手続きを開始し、パスポートを取得してください。パスポート手配は参加者個人が責任もって行なうものとし、所定の期日※までに取得できない場合は参加を取り消します。その際にかかるキャンセル料は参加者の負担となります。負担するキャンセル料については「3. 免責事項・注意事項」に準じて取り扱います。また、パスポートの残存有効期間が、米国入国日から起算して90日以上ない場合は、入国できません。各自確認のうえ、早めに更新を行ってください。※本プログラムにおける、パスポート取得に関する所定の期日は2月21日(金)です。

※所定の期日とはプログラムへの参加取り消しが決定する最終の期日です。参加者には、合格発表時に別途パスポート情報の提出日及び提出方法を案内します。参加者はやむを得ない場合を除き、この案内に沿ってパスポート情報を大学へ提出してください。

査証(ビザ)

・アメリカ入国において査証(ビザ)は不要です。

・ESTA(エスタ)の取得について

日本人が90日以内の短期滞在を目的としてアメリカに訪れる場合、事前に電子渡航認証システム「ESTA(エスタ)」の認証を受けることが必要です。認証を受けていないとアメリカに入国することができません。申請は、参加者が各自で行います。

予防接種

・1月17日(金)に発送される合否結果および合格者返送用書類に、APUヘルスクリニックが推奨する予防接種の種類、推奨レベルの案内を同封します。予防接種は必須ではないので、推奨レベル等の情報に基づき、接種するかどうか各自判断してください。接種を希望する場合は、かかりつけの病院(医院)で受診の手続きを行ってください。

誓約書

・本プログラムに参加するにあたり、参加者には大学への「プログラムに参加するに当たっての遵守事項(誓約書)」の提出が義務づけられています。参加者は予め遵守事項を確認し、同意の上プログラムに参加してください。提出の期日及び提出方法の案内については、1月17日(金)に発送される合否結果および合格者返送用書類に同封されます。

3. 免責事項・注意事項

海外実習時における注意事項

- ・本プログラムの実習期間中に、プログラムの当事者(APU、派遣先大学、現地機関)以外の第三者(組織、個人等)による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟、それに関わる対応等の責任を負わなければなりません。プログラム当事者(APU、派遣先大学、現地機関)はその責任は負いません。

プログラムの中止や内容の変更

- ・参加者の健康や安全を第一優先するため、実習で天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、不可抗力に起因する事態が発生した場合やその他の事情等によりプログラムの中止や内容の変更を行う場合があります。また、必要書類を期日までに提出しないなど集団での

プログラム遂行に支障が出ると判断される場合には、引率教職員の判断に基づき、プログラム参加許可が取り消される場合もあります。

合否結果発送後の辞退について

- ・ プログラム参加者決定後に人数の変更があった場合、プログラム自体の実施が不可能になるなど、他の参加者へ追加料金が課される場合があります。従って、大学は皆さんがプログラム申請をした時点で参加の意思があるものとして選考を行い、合否結果発送後の辞退は認めません。申請する際は、事前にプログラム内容をよく確認し、予定の調整等の準備を行ってください。なお、合否結果発送後に辞退せざるを得ない状況が生じた場合は、辞退する入学予定者本人が所定のキャンセル費用を支払う必要があります。

キャンセル料について

- ・ 参加者の事情により、プログラム開始前またはプログラム開始後に参加を中止する場合、辞退する入学予定者は、その時点で既に発生した参加者にかかる費用を支払わなければなりません。キャンセル料には、銀行手数料(海外送金手数料等)も含みます。キャンセル料は、辞退時点で既に発生した諸費用の総額となります。
- ・ 既にプログラムに要する費用を大学に納入済みの場合、キャンセル料を差し引いた差額を返金します。返金手続きは、派遣先大学から APU への払い戻し等が必要な場合等、一定時間を要します。予めご了承ください。

その他

個人情報の取扱いについて

派遣に関わる調整・手続きを進める上で、申請に際し申請フォームに記入した情報、およびパスポート情報を第三者(派遣先大学・機関、訪問先、旅行代理店、航空会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、大使館、領事館、外務省)に対して提供することがあります。

姿勢

プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、参加者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの参加目的をしっかり定めてください。なお、事後授業への出席は必須です。無断欠席は認めません。その他、書類や課題などの提出期日は必ず守ってください。

また、プログラム参加中は上記「規律事項」(「プログラムに参加するにあたっての遵守事項(誓約書)」の他、大学が定めたルールを守らなければなりません。プログラム期間中は、安全管理の観点から、危険を伴うレジャースポーツ、飲酒、自動車・バイク・自転車の運転および学生が運転する自家用車への乗車は禁止されています。

宿泊

宿泊先では、宿泊施設の規則や指示に従ってください。

所属する学校の3月の卒業式への参加について

所属する学校の卒業式と本プログラムの実施期間が重複する場合、卒業式には参加できません。卒業式などを考慮しての、プログラムの途中からの参加、途中帰国は認めません。

問い合わせ先

立命館アジア太平洋大学(APU) アカデミック・オフィス

担当者: アカデミック・オフィス 河野・大久保

TEL: 0977-78-1101

FAX: 0977-78-1102

E-mail: access@apu.ac.jp

2019年度 立命館アジア太平洋大学 入学前留学プログラム「ACCESS」

プログラムに参加するにあたっての遵守事項

立命館アジア太平洋大学 入学前留学プログラム「ACCESS」（以下「プログラム」という。）に参加する者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 基本姿勢

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならないこと。
- (2) 立命館アジア太平洋大学（以下「本学」という。）に入学を予定する者として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関（以下「派遣先」という。）の名誉を傷つける行動は慎まなければならないこと。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならないこと。
- (4) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならないこと。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任で行うこと。
- (2) 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システム（J-TAS）等へ加入すること。
- (3) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (4) 「入学前留学プログラム「ACCESS」参加学生 健康状況および学習面における支援自己申告書」を提出すること。
- (5) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (6) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学教職員や医師の判断によって処置することに同意すること。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用（実習費・宿泊費・交通費・保険料等）は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 参加要項に定める所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費（派遣先から本学に請求された必要経費を含む）について負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中止や内容の変更があった場合、本学および派遣先に損害賠償を要求せず、3. (2) と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない。本学、派遣先はその責任を負わないこと。

4. 入国・帰国

- (1) プログラム実施期間前に個人で入国してはならないこと。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならない。派遣先国の滞在期間延長は、認められないこと。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し厳守するために、本人および保証人による誓約書を提出すること。